

# 郡家の施設と部署

## — 郡雑任の執務形態との関係から —

森 公章

はじめに

私は先に郡雑任、綱丁など、郡司の郡務遂行を支える人々のあり方、職務分担の様相などの整理を試みた<sup>①</sup>。では、このような郡務補助者の存在を必要とした郡家の機構とはどのようなものであったのだろうか。前稿での人の配置・役割の分析に対して、小考では施設や部署の様態という外形的な面から、郡務遂行の実相を明らかにしたいと考える。

近年の研究では、かつて「郷家」と称されることもあった、郡家遺跡あるいは郡家比定地以外の郡内の遺跡で、明らかに郡家よりも下位の官衙跡について、これを郡家の出先部署として理解し、郡家は郡内の各所に出先機関を有し、それらの総体としての郡務執行があったと見る立場が有力になっていられる<sup>②</sup>。平川南氏は、郡家よりの下位の官衙跡の事例として著名な兵庫県氷上郡春日町山垣遺跡に関して、その所在地丹波国氷上郡は、『和名抄』高山寺本によると、

粟作・萃田・原負（石負カ）・船城・春部・美和・竹田・前山

…以上東県

佐治・賀茂・氷上・石前・葛野・沼貫・井原 …以上西県

と、東県・西県という東・西の二区域が存したこと（延久四年九月五日太政官符『平安遺文』一一〇一号）に「氷上東県司」が見え、後代には完全に東・西に分れていくことが予想される<sup>③</sup>を明らかにし、これが東部の竹田川（↓由良川を経て、日本海に流れ込む）と西部の佐治川・葛野川（↓加古川を経て、瀬戸内海に注ぐ）という地形上、水系に基づく二分割であり、西部（のちの氷上西県）の氷上郷に郡家、東部（のちの氷上東県）の交通の要衝春部郷に山垣遺跡が置かれたとして、山垣遺跡を郡家の別院と位置づける解釈を示されている<sup>④</sup>。山垣遺跡は八世紀初から存したものであり、大宝令制当初からいわば分散型の郡務遂行が行われていたことを窺わせるのである。

今、後代に東・西、南・北などに分割された郡名を掲げると、表1のようになる。これらはいずれも中世的郡郷制への移行の段階で出現するものであるが、畿内では郷の分割はあるものの、郡は既に上・下分割などで区画が完成していたためか、こうした例が見えないのに対して、畿外においては郡のさらなる区画整備が行われているという相違にも留意しておきたい。

このような分散型の郡務遂行を示すものとして、郡の分立以前から本

表1 東・西、南・北分割の郡

国名	郡名	抄	所見・分割郡名	国名	郡名	抄	所見・分割郡名
伊勢	安濃	9中	安濃東郡	美濃	多芸	8中	高城西郡
尾張	海部	12上	海東郡・海西郡	越前	丹生	9中	丹生北郡
	春部	6下	春日部東郡		坂井	12上	坂南郡
遠江	城飼	11中	城東郡	丹波	船井	10中	船井郡北県
甲斐	山梨	10中	山東郡・山西郡		多紀	8中	多紀郡東県・多紀郡西県
武蔵	多摩	10中	多西郡		氷上	17大	氷上東県
	埼玉	5下	埼玉西郡	伯耆	会見	12上	会東郡
安房	平群	11中	平北郡	出雲	能義	10中	能義南郡
上総	周准	9中	周東郡・周西郡	播磨	飾磨	14上	飾東郡・飾磨西郡
	長柄	6下	長北郡・長南郡		揖保	19大	揖東郡・揖西郡
	夷瀧	5下	伊北郡・伊南郡	神埼	5下	神埼東郡・西郡	
下総	葛飾	8中	葛西郡・葛東郡	賀茂	9中	賀東郡・西郡	
	埴生	4下	埴生西	備後	世羅	4下	世良東条
常陸	那珂	22	那珂東・那珂西・吉田郡	安芸	11中	安北郡・安芸南郡	
	久慈	21	久慈東・久慈西	佐伯	12上	佐東郡	
近江	栗太	5下	栗太北郡・栗太南郡	長門	豊浦	8中	豊東郡・豊西郡
	甲賀	4下	甲賀東郡・甲賀西郡	讃岐	香河	12上	香東・香西
	野洲	7下	野洲北郡・野洲南郡	肥後	玉名	8中	玉名東・西
	蒲生	9中	蒲生上郡・蒲生下郡		山鹿	10中	山鹿南北
	神埼	7下	神埼東郡・神埼西郡		益城	8中	益東郡
	犬上	11中	犬上東郡・犬上西郡				
	坂田	9中	坂田北郡・坂田南郡				
	浅井	13上	浅井東郡・浅井西郡				
	高島	10中	高島南郡				

\*美作国苫東・苫西郡のように、『和名抄』段階までに分割されていた事例は除いた。

「抄」＝『和名抄』の郷数と郡の等級。

来の郡家とは別に、分立郡地域に官衙が置かれていたことがわかる事例が存する。

a 『統紀』和銅六年九月己卯条

撰津職言、河辺郡玖左佐村、山川遠隔、道路嶮難。由是、大宝元年始建館舎、雜務公文、一准郡例。請置郡司。許之。今能勢郡是也。

b 『統紀』天平二年正月辛亥条

陸奥国言、部下田夷村蝦夷等、永俊賊心、既從教諭。請建郡家于田夷村、同百姓者。許之。

c 『統紀』靈龜元年十月丁丑条

陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言、親族死亡、子孫数人、常恐被狄徒抄略乎。請於香河村、造建郡家、為編戶民、永保安堵。又蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以来貢獻昆布、常採此地、年時不闕。今国府郡下相去道遠、往還累旬、甚多辛苦。請於閭村、便建郡家、同百姓、共率親族、永不闕貢。並許之。

d 『和氣氏系図』<sup>4)</sup>

《和氣清麻呂の五代前》古麻佐（難波朝庭立藤原長舎）。

e 『統紀』神護二年五月丁丑条

太政官奏曰、備前国守從五位上石川朝臣名足等解僞、藤野郡者地是薄墾、人尤貧寒。差科公役、触途念劇、承山陽之駢路、使命不絶、帶西海之達道、迎送相尋、馬疲人苦、交不存濟。加以、頻遭早疫、戸纔三郷、人少役繁、何能支弁。伏乞、割邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨・佐伯二郷、上道郡物理・肩背・沙石三郷、隸藤野郡。又美作国守從五位上巨勢朝臣淨成等解僞、勝田郡塩田村百姓、遠關治郡、側近世界、

差科供承、極有艱辛。望請、隨所住处、便隸備前国藤野郡者。奏可。

f 『統紀』延暦七年六月癸未条

美作・備前二国々造中宮大夫從四位上兼撰津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂言、備前国和氣郡河西百姓一百七十余人歎曰、己等元是赤坂・上道二郡東辺之民也。天平神護二年、割隸和氣郡。今是郡治在藤野郷、中有大河、每遭雨水、公私難通、因茲河西百姓屢闕公務。請河東依旧為和氣郡、河西建磐梨郡。其藤野駅家遷置河西、以避水難兼均勞逸。許之。

g 『統紀』和銅二年十月庚寅条

備後国葦田郡甲努村、相去郡家、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多。仍割品遲郡三里隸葦田郡、建郡於甲努村。

h 『統紀』勝宝七年五月丁丑条

大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言、欲建郡家。詔許之。

a・dが官衙別置↓分立郡の郡家の展開を示すものであり、aの場合、「雜務公文、一准郡例」と記されており、別置された官衙が殆ど郡家と同じ機能を果していたことが知られる。e〜gは郡分立の事由として、郡家との地形的遠隔感が大きな契機であったことを窺わせるものとして、b・c・hは「百姓」としての奉仕が建郡の要因であったことを示す事例として、参考までに掲げたが、郡分立や建郡に至るまでには、各々の地域が独立した郡として運営し得ることを証明するために、やはり独自の官衙を中心とする地域行政の試行などもあったのではないかと憶測されるので、a・dの補足史料として付掲しておいた。<sup>3)</sup>

このように見てくると、郡務には郡内の様々な施設の存在を前提にその遂行のあり方を考究すべき側面があり、そこに郡雑任などが登用される背景が存したのかもしれない。そこで、以下では郡家に関わる諸施設・部署の様相を、主に文献史料の上から解明し、郡務執行の場とそれに関与する人々の存在形態を検討することにした。郡領氏族そのものが複数の豪族で構成される場合があり、郡とは複数の在地首長それぞれの協業によって成立しているとする見解も呈されているので、そうした要素も考慮して、郡内の施設のあり方を解明したいと考える。また郡司の私宅に関しては史料が少ないが、郡司の私的側面にも注意すべきことが指摘されており、別に整理した豪族居宅の様相に関する知見とも合せて、郡司の私的側面と郡務との関係という視点からも分析を試みたい。前稿で触れたように、郡雑任の起用に際しては郡司との関係が重要であり、郡務の様々な施設と部署も、本来郡司の郡家運営と大いに相関していると見るからである。

以下では、まず郡家本体について、その建物・諸施設の構造や人員の配備のあり方を考え、次いで正倉その他の郡内に分置された諸機関の様相を検討していく中で、郡務運営の実相や必要とされる役職の編成などに関する私見を整理することにした。

## 一 郡家の構造

郡家の構造については既に多くの研究が呈されているが、ここでは文献史料によって知られる郡家の構成要素を私なりに整理することから始

めたい。まず律令条文やその注釈書に見える郡家の構成は次のようになる。<sup>19)</sup>

郡(庁)院：戸令国郡司条集解古記・令积、儀制令五行条集解古記、

同凶服不入条集解古記・令积、仮寧令外官聞喪条

倉庫院：儀制令五行条集解古記、同凶服不入条集解古記

厨院：儀制令五行条集解古記、同凶服不入条集解古記

兵庫：宮衛令兵庫大蔵条古記・穴記、軍防令従軍甲仗条

(館舎：仮寧令外官聞喪条)

郡垣・門：衛禁律越垣及城条

これらのうち、郡院・郡庁院は郡家の中枢部をなす区画と考えられ、「国司巡<sub>二</sub>部内<sub>一</sub>、郡司待<sub>二</sub>当郡院<sub>一</sub>」(戸令国郡司条集解古記)と、郡司が候する場所であった。実例の中では、「大和国言、管城上郡、六月廿一日午時許、郡院西路河辺棄<sub>二</sub>靈異物<sub>一</sub>。(下略)」(『日本紀略』延喜十年七月一日条)の如くに現れており、「庁庭」という庭<sub>二</sub>政務・儀式の場も存したようである(『常陸国風土記』行方郡条)。倉庫院に関しては、「倉庫」そのものの実例は少ない(『三代実録』貞観九年十月十九日条〔石見国鹿足郡〕)が、正倉の史料は豊富であり(神火事件に関わるものが多いが)、また兵庫の事例もいくつか確認され(『統後紀』承和七年五月丁丑条〔但馬国養父郡・気多郡〕、『統紀』天応元年三月乙酉条〔美作国苦田郡〕、『三代実録』貞観元年正月二十二日条〔筑前国志摩郡〕、同十二年六月十三日条〔肥前国杵島郡〕など)、これら各種の収蔵施設が所在する一画を指した名称と見なされよう。

厨院のあり方については後述したいが、これら諸施設の総体としての

郡家には何らかの圍繞施設（郡垣）が存したようであり、別稿で郡司の居宅に言及した際に注意を喚起したように、郡家の門の存在とその門前の巨木にも留意しておきたい（『続後紀』承和四年二月甲午朔条（山城国愛宕郡）、同十四年六月甲寅条（山城国葛野郡）、『常陸国風土記』行方郡条など）。「殿門」という脇付的敬称が存するように、門は施設の内・外を区画するものであり、外に対する郡家の象徴としても重要であったと考えられる。実例の中では、山城国愛宕郡家の門前で遣唐使派遣の際の天神地祇の奉祀が行われたり、葛野郡家の前の槻樹が松尾大神が憑依する聖樹であったりと、呪術・祭祀の場、聖樹の広場としての機能を窺うことができるのである。<sup>11</sup> ちなみに、「郡家以南作建神宮」で郡領が祝となり、浅間明神を奉斎した例（『三代実録』貞観七年十二月九日条（甲斐国八代郡）、「在郡家西北角」出雲伊波比神が「引率郡家内外所<sub>レ</sub>有雷神」して神火を起こす（卜部吉田家旧藏文書・宝龜三年十二月十九日官符（武藏国入間郡）、「土佐郡家之内、有社。神名、為天河命」。其南道下有社、神名淨川媛命、天河神之女也。其天河神者、為土左大神之子也」と、郡家の西四里に所在した都佐坐神社（土佐神社）の子神たる葛木男神社、葛木咩神社が郡家内とその近辺に存したことが知られる事例（土佐国風土記逸文土佐郡条）など、郡家に祭祀面の權威を取り込んでいる場合もあり、そうした面での機能も郡家の役割を考える上では留意しておく必要があるろう。

その他、仮寧令外官聞喪条「凡外官及使人聞喪者、聽所在館舍安置。不得於国郡庁内<sub>レ</sub>举哀。」の「館舍」は、集解古記によると、郡庁とは「謂判受院内皆是也」と解釈されているので、政務の場以外の建

物を指すようである（古記云、邸舍、謂国司館舍并駅舍等之類是也」とある）が、具体的にどのような機能を有するものかは不明である。実例の中では、『権記』長保二年五月八日条「大和守孝道朝臣只令<sub>レ</sub>申云、興福寺使引率数多之人、入乱添下郡館内、不令所住男女東西、所為濫行不可謂云々者」とある「館」は、公的な郡家が消滅した後郡司の私的な居館であった可能性もあり、別稿でも説明を試みた郡司の私宅の様相を含めて、こうした施設と郡家の関係にも注意しておかねばなるまい。

以上は法制史料と若干の実例との照合により、郡家の構成要素を検討しようとしたが、実例の中で最も詳細に郡家の様子が知られるのは「上野国交替実録帳」であり、前掲の郡家の構成要素の具体像を求めて、この史料の分析に進みたいと思う。<sup>12</sup> まず「上野国交替実録帳」の記載を整理すると、表2のようになる。<sup>13</sup>

「上野国交替実録帳」は長元三・四年頃に上野国の前司介從五位下藤原家業と新司介從五位上藤原良任が交替のために分付・受領を行った（上野国は親王任国なので、介が受領）際の「不与解由状案」とでも称すべき草案であり、そこに記されているのは「無実」として問題にされている事柄であった。郡家に関する事項については、那波郡条に「正倉院、倉漆宇、不注本帳並名」とあることから、「本帳」と呼ばれる各郡が作成した原史料に依拠していると推定される（その他、記載形式、用語、順序が各郡で異なることも根拠になると思われる）が、郡家条項は文末の「勘陳」問答から除かれており、「代代不与解由状」・「度度檢交替使実録帳」などに取り上げられていなかったと考えられ、国司交替

表2 「上野国交替実録帳」に見える諸郡の施設（／は改行を示す）

- (1) 碓氷郡 8中 《郡名部分を含み前欠》
- ③?館（宿屋1・向屋1・副屋1・厩1）、三館（宿屋1・向屋1・副屋1・厩1）、四館（宿屋1・向屋1・納屋1・厩1）
- ④厨（酒屋1・竈屋1・納屋1・□〔備〕屋1）
- (2) 片岡郡 5下
- ①正倉（西一倉1、西萱屋1、東土倉1、郡外正倉〔／東一板倉1、第二板倉1、中行第二倉1／南収板倉1、第二板倉1、中四板倉1）
- ②官舎（庁屋1、館屋1、宿屋1、厩1）
- ③一館（向屋1、副屋1）、二館（宿屋1、副屋1、厩1、向屋1）、三館（南向屋1、北副屋1、厩1）、四館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）
- (3) 甘楽郡 13上
- ①正倉（北一土倉1、南一板倉1、南一土倉1／東一板倉1、西二板倉1、東二板倉1／東三板倉1、東五土倉1、西一土倉1／西二板倉1、西三板倉1）
- ③一館（宿屋1、西納屋1、向屋1）、二館（宿屋1、向屋1、厩1）、三館（宿屋1、向屋1、厩1）、四館（宿屋1、東副屋1、南副屋1、厩1）
- (4) 多胡郡 7下
- ①正倉（西一土倉1、西二土倉1、南一土倉1、南二土倉1／南三土倉1、南四土倉1、中一□□板倉1、北一板倉1）
- ②郡庁館（宿屋1、厨屋1、西納屋1／向屋1、副屋1、厩1）
- ③二館（宿屋1、向屋1、厩1）、三館（納屋1、向屋1、副屋1）、四館（宿屋1、納屋1、副屋1）
- ④厨家（酒屋1、納屋1、竈屋1）
- (5) 緑野郡 11中
- ①正倉（庁屋1、北一土倉1、東二土倉1、南一土倉1／南二土倉1、南向屋1、北屋1、西屋1／北二土倉1、西二土倉1）
- （②庁屋1、南向屋1、北屋1、西屋1）？
- ③一館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）、二館（宿屋1、副屋1、向屋1、厨家1）、三館（宿屋1、副屋1、向屋1、厩1）、四館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）
- ④厨家（酒屋1、備屋1、竈屋1、納屋1）
- (6) 那波郡 7下
- ①正倉院（倉17…「不注本帳並名」、東甲一倉1）
- ②郡庁1宇（向屋1、公文屋1、副屋1）
- ③一館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）、二館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）、三館（宿屋1、向屋1、副屋1、厨家1）、四館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）
- ④厨家（酒屋1、備屋1、竈家1、納屋1）
- (7) 群馬郡 13上
- ①正倉2宇（南行第四甲倉1、中行第二板倉1）

- ①東院5字（中行第二板倉1、南行第一板倉1、第三甲倉1／西行第一甲倉1、中行第二倉1）
- ②カ④カ雜舎6字（庁1、掃守倉1、納屋1／厨屋1、酒屋1、備屋1）
- ①カ郡庁（西一甲倉1、中二板倉1、西院中三土〔倉脱カ〕1、西一土倉1／西三土倉1、西五土倉1、中二北倉1、東板倉1）
- ①カ□〔小カ〕野院（北一板倉1、東一板倉1）
- ①カ八木院（北一板倉1）
- （8）吾妻郡 3小
- ①正倉3字（東二甲倉1、東甲倉1、北一甲倉1）
- ③三館（宿屋1、向屋1、長田院雜舎1／伊參院東一屋1、北一屋1、雜舎1）
- ②カ官舎（長田院雜舎1／伊參院東一屋1、北一屋1、雜舎1）
- ②カ郡院（東一屋1、西屋1、東一板倉1／南一屋1、掃守屋1）
- ④厨家（酒屋1、西納屋1、南備屋1、竈屋1）
- ③一館（宿屋1、副屋1、向屋1、厨屋1）、四館（宿屋1、副屋1、向屋1、厨屋1）
- ②郡調庁屋1字（東屋1、公文屋1）
- ?大衆院（東一屋1、南一屋1、雜屋1）
- （9）利根郡 4下
- ①・②（東一板倉1、南一板倉1、北四萱葺屋1、郡中東一屋1／東外板倉1、郡庁1、南二板倉1）
- （10）勢多郡 9中
- ①正倉（郡中二板倉1、南外五板倉1、南外六板倉1／東第二板倉1、南外五板倉1、院中二板倉1／東四板倉1、北一板倉1、院中二板倉1／南外土倉1、南板倉1、西一甲倉1／西三甲倉1、西五板倉1、西七土倉1／中二板倉1、第二板倉1、第三板倉1／第四板倉1、南外北一土倉1、北板倉1／北五土倉1、北二土倉1、北三土倉1／北四土倉1、北七板倉1）
- ②カ（庁屋1、向屋1、副屋1）
- ③一館（宿屋1、向屋1、副屋1、厨屋1）、二館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）、三館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）、四館（宿屋1、向屋1、副屋1、厩1）
- ④厨家（□〔酒カ〕屋1、竈屋1）
- （11）佐位郡 8中 《郡名部分を含み前欠》
- ①〔正倉カ〕（中南第二板倉1、中三行第二甲倉1、中南第一板倉1／中南行甲倉1、中南二行甲倉1、中南行第一八面甲倉1／中南三行第二丸木倉1、中南三行東五倉1、第北一行丸木〔 /南第一土倉1、南第二土倉1、第三土倉1／中第四板倉、南第五行板倉1、中南四行第一□土倉〔 /中南四行第六土倉1、北第一板倉、北第三土倉1）
- ②郡庁雜屋4字（□〔庁カ〕屋1、向屋1、副屋1、西屋1）
- ④厨家1字（宿屋1）
- （12）新田郡 6下
- ①正倉（東第二土倉1、中第一土倉1、東第一土倉1／北第二土倉1、西第一土倉1、西第二土倉1／西□□□〔第三土カ〕倉1、西第四土倉1、西第五土倉1／西第六土倉1、東第三土倉1、北第二土倉1、／北第二土倉1、東第四土倉1、北第五土倉1／北第五土倉1、北第二土倉1、東第五土倉1／東

第六土倉1、北第四土倉1、中行第二土倉1／中行第三土倉1)

②郡庁(東口〔長カ〕屋1、西長屋1、南長屋1／□□□1、公文屋1、厨1)

③一館(宿屋1、向屋1、厨屋1、副屋1)、二館(宿屋1、南屋1、副屋1、厨1)、四館(宿屋1、向屋1、副屋1、厨1)

④厨家(酒屋1、納屋1、備屋1、竈屋1)

(13) 山田郡 4下

①正倉(□□□□1、第一板倉1、第二板倉1、南外板倉1／北一倉1、南第一土倉1、第四板倉1、第七板倉1／第六土倉1、□□土倉1、第五土倉1、第八土倉1)

②(庁屋1、西副屋1、納屋1)

③一館(宿屋1、向屋1、厨1、副屋1)、二館(□□1、向屋1、副屋1、厩1)、□□〔三館カ〕(宿屋1、向屋1、副屋1、厩1)、四館(宿屋1、向屋1、副屋1、厩1)

④厨家(備屋1、納屋1、竈屋1、酒屋1、板倉東長屋1)

(14) 邑楽郡 4下

①正倉(□□□□□1、西二行板倉1、西二行板倉1、西六行板倉1／西行四板□1、西行土倉1、西四土倉1、南一土倉1／南二土倉1、西行板倉1)

②(庁屋1、東横屋1、西横屋1)

③一館(宿屋1、向屋1、副屋1、厨1)、二館(□□1、備屋1、竈屋1)

に際しては実質的には引き継ぎ対象とされていなかったのではないかと  
言われている<sup>16)</sup>。

また本文書では前司は「代代不与解由状」に注載されてきた「無実」  
を引き継いでいるのだと主張しており、この文書自体も前回の不与解由  
状を土台にして修正・加筆して作成されたものであったから、諸郡舎条  
項中の金光明寺に関わる長保三年五月十九日官符や長徳元年十一月十日  
の野火による法林寺焼亡への言及、田図・戸籍の章において、天曆五年  
から天元三年の五比戸籍がかつて存在していたと見られることなどを考  
慮して、郡家条項の「無実」は十世紀後半〜十一世紀頃に生じたのでは  
ないかとも指摘されている<sup>17)</sup>。

したがって本文書は当時の郡家の様相のすべてを示すものではないと  
いう制約が存するが、各郡の個別的な要素、平均化し得る要素などを手  
がかりに、郡家のあり方を考える材料として、なお比類のないものと評  
することができよう。こうした史料の性格をふまえた上で、表2から郡  
家の施設に関する所見と既往の研究成果とを整理すると、次のようにな  
る。

(イ) 上述の郡毎の資料提出方式、あるいは「無実」のあり方の相違や  
本来の郡家の構造の違いなどを反映してか、各郡の記載方式・用語・順  
序が異なるところはあるものの、郡名に続いて、①正倉、②郡庁、③館、  
④厨家について記すという共通性は認められる。①正倉が各郡とも冒頭  
に置かれ、比較的整った形式になっている(「正倉」の見出しを掲げ、  
内訳を列記)のは、「交替実録帳」、不与解状案という文書の性格に由来  
するものかとも考えられるが、正倉の配置は群馬郡の例のように別院形



式の場合もあり、必ずしも郡家周辺のみに残した訳ではないので、正倉に関する検討は第三章で行うことにしたい。

(ロ) ②郡庁の記載形式・用語は特に各郡の相違が目立つところである。  
i 「郡庁」など項目十内訳(片岡・多胡・新田)、ii 「郡庁」の総棟数十内訳(佐位)、iii 「郡庁老宇」十構成建物(那波・吾妻)、iv 項目なし・内訳列記のみ(勢多・山田・邑楽)、v 他の項目中に混交する(緑野・利根)といった類型があり、各郡の特色が現れていると見ることができ<sup>19)</sup>。なお、片岡郡では「官舎」という名称で②に言及しており、群馬郡の「雑舎」の中の「庁」は郡庁である可能性があり、吾妻郡の「官舎」の項に登場する長田院・伊参院なども郡庁に類する「院」の中心的施設を示していると考えられるので、一応②の中を含めて理解しておいた。

(ハ) ③館は群馬・利根・佐位郡を除く各郡に登場し、郡の等級とは関係なく、一々四館が存したものと考えられ、内訳の記載も宿屋・向屋・副屋と厨屋(家)または厩、竈屋などとなっており、共通する要素が多い(記載のない郡、または建物が揃っていない館は、「無実」ではなかった)ので、事項として出てこなかったと考える余地がある。この館の性格に関しては、郡の等級と連動していないので、単純に郡司四等官の居住用と解することはでき<sup>19)</sup>ず、未解決の論点を呈している。考え方としては、来客用の宿泊施設としての性格を重視するか、やはり普段の居住を重視するかで見解が分かれ、前者には『三代実録』元慶元年正月十六日条の出雲国に到着した渤海使に対する島根郡での安置・供給例に着目して、一定の公使の宿泊と接待の機能のための施設と見る説<sup>20)</sup>、上述の仮

寧令外官聞喪条集解古記の「駅館舎」、『朝野群載』卷二十二「国務条々」の「勘官舎」の中の駅館に相当するものであり、郡の等級によって差異がないのは、後述の郡雑任の中の伝馬関係の人員が郡の等級によって変わらないのと相通じるところがあると説明し、やはり宿泊施設であったとする理解が呈<sup>21)</sup>されている。後者では、厨屋のあるものと、厩のあるものが存することから、厨屋は常住の郡司の宿舎、厩は通勤郡司の宿舎という区別があつたのではないかと推定し、来客用に使用すること<sup>22)</sup>もあつたが、普段は郡司自身が住む「館」であつたと解する説が見られる。この館については的確な実例がないので、その性格の決定は難しいと思われるが、吾妻郡では三館と一・四館が分割して記載されており、またその間に長田院・伊参院など郡家とは別の場所に存したと推定される施設も記されているので、一々四館が果して同じ場所、郡家内に集中して設置されていたか否かという点も考慮しておく必要があるのではあるまいか。<sup>23)</sup>

(ニ) ④厨家については、郡家全体に対する厨であると理解され、建物の名称は概ね酒屋・竈屋・納屋・備屋で構成されていたようである。これは厨房機能の基本的要件を備えたものであり、それ故に各郡での差異も少なかったと考えられる。ただ、その役割に関しては、館の理解如何によつて、公的な宴会や公使の供給などに限られるのか、郡司などの日常的な食事も含む全般的なものであつたかは意見が分かれるところとなっている。<sup>24)</sup>

以上、法制史料と実例の両方から郡家の構成要素を検討し、概ね郡庁、正倉、館、厨からなる郡家の姿を想定してもよいことを確認した。館に

ついては実態解明に問題が残ること、正倉に関しては第三章で言及することから、次章では郡庁や厨、あるいは郡家全体に関わるいくつかの論点を取り上げて、さらに考察を深化していきたい。

## 二 郡家と人員の配置

ここでは前章で整理した郡家の構成要素について、郡司の郡務遂行のあり方やそれに関与する人員配備との関係如何という視点から検討を試みることにしたい。

まず郡家の中心となる郡庁のあり方を見る。表2によると、「上野国交替実録帳」の場合、「郡庁」などと建物の全体的性格を記した上で、個別の構成要素を書く方式(2・4・6・8・11・12)と、全体的性格を記載せず、個別の構成要素だけを列挙する方式(5・7)・10・13・14)とが存するが、庁屋という中心建物と向屋、副屋や東西南北の方角の付いた屋などのいくつかの建物が加わって成り立っていることが窺われる。そして、特徴のある建物として、館屋、宿屋、納屋、厩、公文屋などの存在が知られるが、ここでは公文屋に留意してみたい。

### i 戸令造戸籍条集解古記

古記云、問、国郡亦注帳籍、未知、於郡在籍文不見、若為答、必有籍帳之案。雖不載文、必有献案。更不合疑。

### j 『三代格』卷八寛平三年七月二日官符

応准京職進計帳手実日没不貢調物百姓戸田為国写田事。右得河内国解備、(中略)而国例計帳之日、不進手実無備調物、

只使郡書生勘造計帳、至于勘会多有紕謬、輸貢已致違期。(下略)

i・jによると、郡家には籍帳の写しが存した可能性があり、郡司が籍帳作成に密接に関与した蓋然性は高い。この点に関しては、郡司の関与を過大に評価すべきではなく、国司の段階での完結、即ち国衙の業務としての側面を重視すべきであるとする意見もあるが、戸令給侍条には「郡領以下官人、数加巡察。若供侍不如法者、隨便推決」とあり、人民の動向に関する把握は郡司が担当しており、戸令先由条集解古記の離婚手続きの説明では「但以手実送里長、籍帳之時告国郡知耳也」と、郡以下に留め置かれる情報も存したこと、戸令放家人奴婢為良人条集解朱説では「朱云、経本属者、未知。経本部者、郡者郡転即申国、為当計帳之時、経国何。答、計帳時可附。」とあって、郡に留め置かれる場合もあったことなど、郡司が関与する事例は多い。賦役令口及給侍条には課口や給侍者が死去した場合の措置として、「里長与死家注死時日月、経国郡司印記」とあり、集解古記によると、十日以内に附除するのだが、不課口の場合には「或経於告朔日、或顕於計帳、無定例」と答えており、やはりある段階では郡司またはそれ以下の段階に情報を留めておく必要があったのである。

この点に関連して、次のような地方官衙関連遺跡出土の題籤軸木簡に留意しておきたい。

(祢布ヶ森遺跡) … 但馬国府跡

・ 朝来郡  
・ 死逃帳

- ・天長□□ (右側面)
- 三年 (左側面)
- ・二方郡沽田結解

(123)・25・9 061

〔四カ〕

- ・天長□□
- ・田公税帳
- ・承和二年

《田公は二方郡田公郷か》

(46)・26・5 061

- ・養父郡
- ・買田券

- ・寛平九年

(60)・25・5 061

- ・気多□□□□

- ・承和元年

(77)・18・5 061

- ・方郡帳
- ・七年死者
- ・袴狭遺跡) ∴ 但馬国出石郡関連か<sup>(9)</sup>

(148)・18・6 061

- 〔諸郷カ〕

- 徴部

(57)・25・5 061

- (山王遺跡) ∴ 陸奥国府<sup>(30)</sup>

- ・解文案

- ・会津郡
- ・主政益□

(289)・46・7 061

〔継カ〕

これらは郡から国に齎される様々な情報が文書の形で上申されたことを如実に物語るものであろう。

とすると、郡司は単なる情報管理だけでなく、それらを利用した文書の作成、籍帳の作成などへの関与も行っていたと認めてよく、そこに

の郡書生のような存在が必要になる訳である。<sup>(1)</sup> aによると、郡家(相当施設)で「公文」の作成・管理が実施されていたことが裏付けられ、そうした公文書を保管する場所としての公文屋、文書作成を担当する郡書生や案主の如き郡雑任の勤務が要せられたと見ることができよう。

k 『太神宮諸雜事記』長和二年九月条

(上略・祭使一行に穢氣あり) 爰祭主聞「件事」天、先馭使院之門於全令塞固<sup>天</sup>、依<sup>有</sup>穢氣<sup>天</sup>、雜人等不可<sup>往反</sup>之由立<sup>札</sup>天、司中兄弟部・案主等仁尋<sup>問先例</sup>之处、度会郡大領新家望尋男同貞昌之許<sup>与利奉</sup>古記文一通。(下略)

l 『太神宮諸雜事記』天喜六年九月条

(上略) 而今度幣馬之中一疋、於<sup>鈴河</sup>馭家<sup>俄</sup>病煩。仍勅使被<sup>召</sup>問先例於郡司并衛士等<sup>之处</sup>、申云、(下略)

k の郡司は天永元年閏七月十三日沙弥心覚処分状案(『平安遺文』一七九五号)の郡判に「大領外從五位下行兼政所兄部新家宿祢」と見え、郡司が太神宮の兄部を兼帯することもあったから、この場合も兄部としての行為かもしれないが、ともかくも「古記文」を奉っており、l では郡司に先例を尋ねる場面が描かれているので、郡司は先例に通じる存在であり、やはりその背景には文書の管理という事柄が重要であったと考えられる。<sup>(2)</sup>

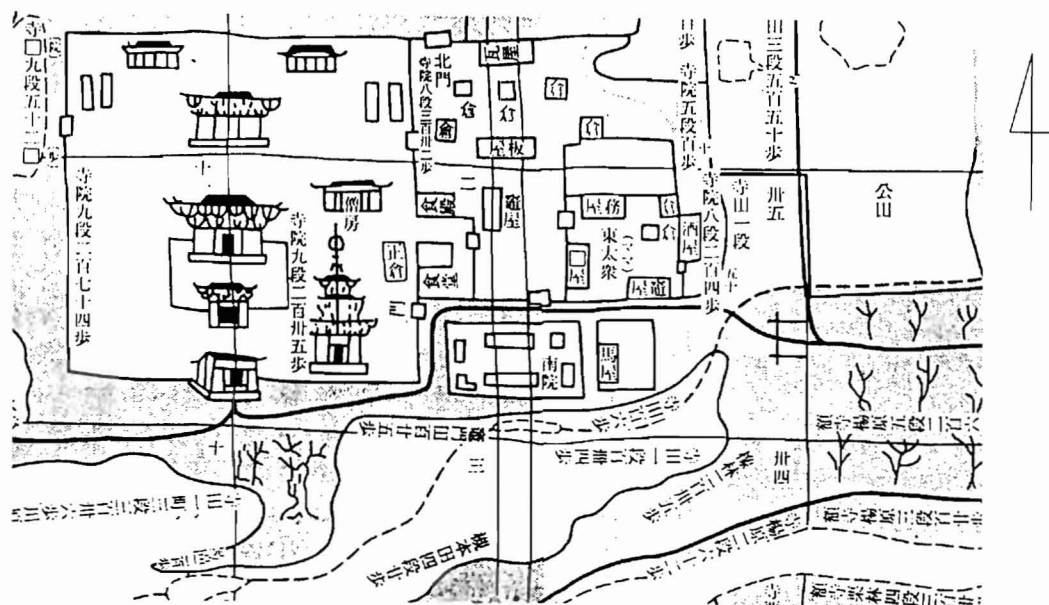
以上が公文屋に関する知見であり、この公文屋には郡務関係の文書が収蔵されており、あるいは案主・郡書生が文書の管理・検索、さらには文書作成などを行う実務の場であったと考えられる。またこうした収蔵施設や建物の施設管理にあたるのが鑑取の役割であり、鑑取の必要性・

表3 郡司と郡雑任の員数

	大郡 (16~20)	上郡 (12~15)	中郡 (8~11)	下郡 (4~7)	小郡 (2~3)
大領	1	1	1	1	
領					1
少領	1	1	1	1	
主政	3	2	1	—	—
主帳	3	2	1	1	1
案主	2	2	2	2	2
郡書生	8	6	4	3	?
鎰取	2	2	2	2	2
郡駆使	15	12	10	8	?
造紙丁	2	2	2	2	2
厨長	1	1	1	1	1
駆使	50	50	50	50	50
器作	2	2	2	2	2
採松丁	1	1	1	1	1
炭焼丁	1	1	1	1	1
採藁丁	2	2	2	2	2
伝馬長	1	1	1	1	1
芎丁	3	3	3	3	3
駅伝使	4	4	4	4	4
舗設丁					
小計	102	95	89	85	73+α
税長	〈 正倉官舎別3人 〉				

\*郡雑任の名称および員数の『三代格』巻6 弘仁13年閏9月20日官府に依拠し、配列については前稿での理解による。

図1 額田寺伽藍並条里図要図



存在理由があった訳である。なお、既に指摘されているように、向屋・副屋と称するものは郡庁屋に対する脇殿であった可能性が高く、<sup>(33)</sup> 家主・郡書生や鑑取、また郡司子弟などがここに控え、郡司の政務を補助し、文書行政に勤めたものと想像される。これらの建物が取り巻く空間として、上述の庁庭があり、そこには様々な人・物が登場したものとと思われる。

郡庁の中枢部とそこで行われる政務の一端・参加者をこのように考えるとして、今、前稿で整理した郡雑任の人員面でのあり方を表示すると、表3の如くである。郡務は郡の規模によって自ずと異なるところが、それに伴って人員面での差違も生じることが予想される。ところが、表3によると、郡の等級が異なっても、人員の差が見られないものがあり、厨や駅伝関係の供給がそれである。<sup>(34)</sup> そこで、次に厨院のあり方を検討しておきたいと思う。なお、表2で公文屋の「無実」が少ないのは、郡司による公文の管理が続き、必要な建物として残っていたことを窺わせ、上野国における各郡の特性を反映しているものと解してみたい。

表2のうち、法制史料の厨院に相当するものは、上述の整理のように、厨家であったと考えられる。厨家は上野国の多くの郡に存在し（表2・1・4・5・6・8・10・11・12・13）、基本的な構成要素として酒屋・竈屋・納屋・備屋を有しており、酒の提供、食事の調理、物品の管理・収納などを行うことができるようになっていたと見なされる。

m 『万葉集』卷十九―四二五―題詞（勝宝三年八月）

五月平旦上道。仍国司次官已下諸僚皆共視送。於時射水郡大領安努君  
広島門前之林中預設「餞饌之宴」。于此大帳使大伴宿祢家持和內藏伊美

去繩麻呂捧「盞之歌」一首。

n 『一乗妙行悉地菩薩性空上人伝』「華山太上法皇御幸当州書写山事」  
又長保四年壬寅三月五日辛丑、華山法皇從「御船仙駕」、於「飾磨津湊」、  
即指「御使」、大掾小野朝臣道忠之許召「遣御馬」之處、進「無鞍置」馬二  
疋、只付「御使」自身不「參」、仍有「不快御気色」。(中略) 其後大掾播磨宿  
祢延昌許同指「御使」、召「遣御馬等」、即具「御鞍等」令「進」御馬十匹、津  
頭之近辺郡司等令「進」馬四匹。(中略) 六日壬寅、弥勒寺留御坐給。仍  
大掾延昌宿祢語「付当郡司播磨頼成」、令「供」朝御饌。事俄而雖「不豊」  
弁備之作「懇志自露也」。(下略)

郡家がどのような形で酒食を準備・供給したかが窺われる例はないが、  
m・nは郡司が国司その他に飲食を提供した様子が描かれている。<sup>(35)</sup> 但し、  
時代が下がるnでは、花山法皇の朝御饌供給について、「事俄」と記さ  
れており、郡家の機構を利用したのか（この時期に郡家が存したか否か  
も問題であるが）、あるいは郡司の私的な奉仕によるのかは不明である  
という留保をつけておかねばならない。

そこで、表2以外で、厨院の様相を窺わせる材料として、ここでは  
「額田寺伽藍並条里図」に注目してみたい。同図は大和国平群郡額田郷  
に存した額田寺の様子を描いたものであるが、そこには平群郡の郡領氏  
族でもあった額田部連（宿祢）氏の経営のあり方を読み取ることができ  
ると考えられる。<sup>(36)</sup> 図1の額田寺の右方の「東太衆」は額田寺の政所と解  
される一画である。事務を掌る務屋の他に、酒屋・竈屋、そして、倉が  
存することに注意してみたい。郡家とは異なる寺院の事例であるが、基  
本的な構成要素では共通するものが見られ、郡家の中の厨院の景観を想

像する手がかりになり得ると思われるからである。なお、この図では「東太衆」の北西に正倉院があり、大規模な収蔵施設はこちらに存した。また「東太衆」の西側には食殿や竈屋が配置されており、この一画にも食料供給に関わる施設があったことがわかる。ここは門・塀によって寺院本体とは区画された場所であるが、寺院本体内部の食堂に近いので、あるいは僧侶のための食事を準備する機能を果したものと見ることができるとはならない。但し、「東太衆」の方が酒屋や倉を有するなど、より大規模な厨房施設を備えていたと推定され、郡家の厨院と比較するのに相応しいと考えられる。

この二つの厨房施設の存在に着目して、次に館のあり方や館の厨房の存否などの問題を検討することにした。表2の知見整理のところでも触れたように、上野国の場合、館は郡の等級に関係なく、一々四館が存し、構成要素も共通する部分が大きく、斉一性があるように思われる。しかし、表2—(4)多胡郡では「郡庁館」に館と同じ構成要素の建物が見られ、館は二々四館が記されるという形になっており、(14)邑楽郡には二館に厨家と共通する備屋・竈屋が存するという事例が抽出できる。これらのうち、多胡郡は一館は「無表」になっていなかったために記載されていないとも考えられるが、「郡庁館」には郡庁と一館の意味が込められているとすると、一館は郡家と同じ場所にあり、二々四館は別処に置かれていたことを窺わせるとも解釈できるのではあるまいか。

○『統紀』和銅四年三月辛亥条  
割上野国甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷、別置多胡郡。

p 建多胡郡弁官碑（一）は改行の箇所を示す）

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊」成多胡郡、和銅四年三月九日甲寅「宣、左中弁正五位下多治比真人」太政官二品徳積親王、左太正二「位石上尊、右太正二位藤原尊」

○・pによると、多胡郡は甘楽・緑野・片岡三郡から分立したもので、『和名抄』では俘囚郷（但し、高山寺本にはなし）が増えて七郷になっているが、概ね立郡当時の規模を保っているものと思われる。とすると、立郡以前からの旧三郡地域の事情により、二々四館を郡家と別処に設定する必要がなかったか否かという視点を有することも重要であると考えたい。前章での知見整理でも触れたように、館がすべて郡家と同じ場所にあったかどうかは必ずしも確定していないと見る訳である。

次に厨房施設の存否について検討したい。表2のうち、各郡の厨家には酒の提供、食事の調理、物品の管理・収納などの機能が想定され、郡家全体の厨房施設として、法制史料に見える厨院に比定するのが相応しいことは先に述べた通りである。しかし、上述の館の性格に関する論議でも問題にされているように、館の中に厨屋を有するものと、厩を有するものがあり、また表2—(14)邑楽郡の二館には竈屋・備屋というより本格的な厨房施設が存する場合もあった。その他、(4)多胡郡の郡庁館は厨房と厩の両方を備え、(2)片岡郡の官舎には庁屋の他に、館屋・宿屋・厩という館に類する施設を有している例が見られ、郡家の中枢部と館の機能が合体したような状況を呈している。(7)群馬郡の場合、「雑舎」という形で郡家中枢部が一括されているようであるが、庁の周辺には掃守倉・納屋・厨屋・酒屋・備屋などの厨房施設も配され



以上で郡家本体と郡雑任の配置のあり方についての検討を終えるが、もう一点、郡家の移動例にも注意しておきたい。

s 『常陸国風土記』香島郡条

其社南、郡家。北沼尾池。古老曰、神世、自天流来水沼。所生蓮根、味気太異、甘絶他所之。有病者、食此沼蓮、早差験之。鮒鯉多住。前郡所置、多時橋、其実味之。

t 『出雲国風土記』大原郡条(一)は細川本による)

所以号大原者、郡家東北〔正西〕一十里一百一十六步、田一十町許平原也。故号曰大原。往古之時、此処有郡家、今猶追旧号大原(今有郡家処号云斐伊村)。(中略)斐伊郷、属郡家。樋速日子命坐此処、故云樋(神龜三年改字斐伊)。新造院一所、在斐伊郷中。郡家正南一里、建立嚴堂也(有僧五軀)。大領勝部臣虫麻呂之所造也。新造院一所、在屋裏郷中。郡家東北〔正北〕一十一里一百廿步。建立(一)層塔也(有僧一軀)。前少領額田部臣押嶋之所造也(今少領伊去美之従父兄也)。(下略)

tによると、出雲国大原郡の郡名の由来は旧郡家所在地の地名にあつたようである。その旧郡家所在地付近には前少領額田部臣押嶋が建立した新造院があり、一方新郡家所在地付近には現任大領勝部臣虫麻呂の建立にかかる新造院が存した。この場合、額田部臣の本拠地が屋裏郷、勝部臣の本拠地が斐伊郷であつたと考えられ、各々自己の本拠地に寺院を建立したのである。額田部臣は岡田山一号墳出土大刀銘にも登場する伝統的豪族で、出雲国造出雲臣と何らかの関係を保ちながら、当地に勢力を有したもので、屋裏郷は大原郡の中でも出雲臣の本拠地意宇郡と近接

する地域であつた。tによると、八世紀頃には大領勝部臣、少領額田部臣という関係になつていたようであるが、かつては額田部臣の方が有力な豪族であり、額田部臣の本拠地付近に郡家(評家)が置かれていたと解することができる。

このような郡領氏族の関係は、越前国足羽郡(大領生江臣、少領阿須波臣)、駿河国駿河郡(壬生直と金刺舎人が大・少領)などにも窺われる。前稿で触れたように、足羽郡の事例では大領と少領が独自に郡雑任の編成を行った場合も見受けられるから、郡領氏族の動向やtのような郡家の移転は、単に郡雑任の勤務先が変更になるだけでなく、郡雑任の編成のあり方、郡務への関与の有無による郡内の中小豪族の消長にも関連する大きな変化を齎すことが予想されるのである。したがって郡家本体のあり方、その機構、所在地などは、郡内の諸勢力の動静の総体として分析する必要があることを指摘しておきたい。そこで、次に郡家の構成の中で検討を保留しておいた正倉の考察に進み、そのような視点の深化を図ることとする。

### 三 正倉・生産施設その他との関係

表3の郡雑任のうち、税長は「正倉官舎院別三人」が配置されることになつており、郡家の財政基盤としての正倉の管理に留意されていることがわかる。表2でも正倉は郡家構成要素の冒頭に掲げられ、その様態の把握に意が注がれていたことを示している。ところで、表2(7)

・(8)の群馬郡、吾妻郡には東院、小野院・八木院や長田院・伊参院



といった郡家とは異なる場所にも正倉が存していたことが知られ、正倉は郡家へのみ付設されていた訳ではなかった。群馬郡の東院はあるいは郡家に近接した地に置かれたのかもしれないが、他の事例は院名と郷名が一致しているので、明らかに郡家とは別所に設定された「別院」とでも称すべき存在であったと考えられる。

u 上長野A遺跡出土木簡『木簡研究』二〇（一九九八年）、二一四頁）

・郡召税長膳臣澄信右為勘持事番□□等依□

・不避昼夜視護仕官□〔舍カ〕而十日不宿□〔直カ〕

只今曉参向於郡家不得延□〔怠カ〕□□

大領物部臣今繼 □□□

(365)・93・5 019

uはこうした正倉・官舎に勤務する税長と郡家との関係を物語る史料であり、税長はその勤務状況を郡司に掌握されているとともに、召文によつて郡家に召喚されることがあったことがわかる。

以下では主に郡家とは別所に設置された正倉の存在に着目し、郡雑任の配置や郡務運営との関係などの諸問題を考究してみたいと思う。文献史料の中では『出雲国風土記』の各郡に郡家所在地以外に「即有正倉」と記される郷が存する例が知られている。即ち、意宇郡（郡家は大草郷に所在）では山国（東南三十二里二百三十歩）・舍人（正東二十六里）・山代（西北三里百二十歩）・拜志（正西二十一里二百十歩）の各郷と賀茂神戸（東南三十四里）、島根郡（郡家は山口郷）では手染郷（正東十里二百六十歩）、出雲郡（郡家は出雲郷）では漆沼（正東五里二百七十歩）・美談（正北九里二百四十歩）郷、飯石郡（郡家は多瀬郷）では三尾（東北二十四里）・須佐（正西十九里）・来島（正南三十六

里）郷、仁多郡（郡家は三処郷）では三沢（西南二十五里）・横田（東南二十一里）郷、そして大原郡（郡家は斐伊郷）では屋代郷（正北十里百十六歩）などに正倉所在の記載が見えるのである。これらのうち、山間部に位置する飯石郡・仁多郡では郡家との距離・地形上の阻害要因もあって、このような正倉の別置になったことが推定されるが、風土記の地名伝承だけでは何故これらの郷に特に正倉が配置されていたのかは必ずしも解析できない。

そこで、今、意宇郡について考えると、郡家に近接し、風土記勘造当時の国造出雲臣広島の次に国造になった飯石郡少領出雲臣弟山が建立した新造院が存する山代郷に関しては、山代二子塚―山代方墳―永久宅後古墳（山代円墳）と続く国造出雲臣の奥津城が築かれており、出雲臣の一大拠点であったことが注目される<sup>1)</sup>。そして、年次は不明である『延喜式』には所見<sup>2)</sup>が、意宇郡の東部は後代に能義郡として分立しているので、山国郷・舍人郷における正倉分置はそうした素地が早くから存したことを窺わせるものと言えよう。風土記によると、新造院が所在するのは上述の出雲国造家の者や国造配下で日置部管掌者の伝統を引く日置君などの建立が見られる山代郷以外では、能義郡域に入る山国郷の日置部氏、舍人郷の外散位上腹首氏の例<sup>3)</sup>だけであり、こうした造宮を行い得る豪族が勢力を有した地であったことがわかる（なお、能義郡については、表1によると、能義南郡の存在が知られ、さらなる分割が行われている）。また拜志郷は主政として見える林臣の本拠地と推定され、林臣は出雲臣に従属しながらも、それとは異なる独自の基盤を有していたとして、郡内の豪族の重層性に留意すべきであるという見解も呈されてい

る。<sup>⑭</sup>

以上の意宇郡の場合は、郡家所在地以外への正倉分置が郡内諸豪族の勢力関係などによって齎されたものであることを窺わせる事例である。

その他、上述の地理的要因も考慮すべきであるが、出雲国の他の郡の事由については残念ながら説明の糸口がないので、保留しておくことにしたい。<sup>⑮</sup>このような正倉別置の事例としては、『越中国官倉納穀交替記』に見られる越中国砺波郡の川上村・意斐村の不動倉も挙げることができ<sup>⑯</sup>る。そのうち、意斐村Ⅱ意斐郷の正倉については、qに登場する荊波村に拠点をもつ郡司叡部氏の関与が大きかったと推定し、国司の出挙の巡行が各郡三日程度で済んだのは、正倉所在地における関連有勢者の管理体制・出挙業務などの遂行があつたためであるという指摘もなされている。<sup>⑰</sup>

以上は文献史料に窺われる分散型の正倉とその事由について検討を試みた。考古学的知見としては、出雲国意宇郡山代郷の正倉跡に比定される島根県団原遺跡（山代郷正倉跡）が検出されている他、栃木県中村遺跡は下野国芳賀郡家に比定される塔法田遺跡の正倉別院、滋賀県今津町弘川遺跡は近江国高島郡善積郷の物資集散の交通要地に所在した郡家とは別の倉庫群と解されているが、まだ十分な考究ができる事例数ではないようである。そこで、次に正倉に関する法令にも目配りしておきたい。

v 『三代格』卷十二延暦十四年閏七月十五日官符

応<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>置倉院<sub>一</sub>事。右被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞、諸国建<sub>二</sub>郡倉<sub>一</sub>、元置<sub>二</sub>一<sub>レ</sub>処、百姓之居去<sub>レ</sub>郡僻遠、跋<sub>二</sub>涉山川<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>勞<sub>二</sub>納貢<sub>一</sub>。加以倉舎比近、費<sub>二</sub>宇相接<sub>一</sub>、一倉失<sub>レ</sub>火、百倉共燒。言念<sub>二</sub>其弊<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>損公私<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>

每<sub>二</sub>郷更置<sub>一</sub>一院、以<sub>レ</sub>濟<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>兼<sub>レ</sub>絶<sub>二</sub>火祥<sub>一</sub>。始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>今年<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>輸租稅<sub>一</sub>納新院。但<sub>レ</sub>前所<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>郡家<sub>一</sub>不動物者、依<sub>レ</sub>旧莫<sub>レ</sub>動。其用<sub>レ</sub>尽<sub>二</sub>倉者<sub>一</sub>漸遷<sub>二</sub>新院<sub>一</sub>。置<sub>二</sub>倉之法<sub>一</sub>一依<sub>二</sub>延暦十年符<sub>一</sub>、各相去<sub>二</sub>十丈<sub>一</sub>、量<sub>レ</sub>便置<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。

w 『三代格』卷十二延暦十四年九月十七日官符

応<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>行<sub>一</sub>建<sub>二</sub>正倉院<sub>一</sub>事。右被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、去<sub>二</sub>閏七月十五日<sub>一</sub>每<sub>二</sub>郷更建<sub>一</sub>倉院<sub>二</sub>之<sub>一</sub>狀<sub>二</sub>下<sub>一</sub>諸国<sub>一</sub>畢。追<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、頗<sub>レ</sub>乖<sub>二</sub>穩便<sub>一</sub>。今<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>彼此相接<sub>一</sub>比近之郷、於<sub>二</sub>其中央<sub>一</sub>同置<sub>二</sub>一<sub>レ</sub>院。村邑遙阻<sub>二</sub>絶隔<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>処、宜<sub>レ</sub>量<sub>二</sub>地便<sub>一</sub>每<sub>二</sub>郷置<sub>一</sub>之。自<sub>レ</sub>余<sub>二</sub>之事<sub>一</sub>一依<sub>二</sub>前符<sub>一</sub>。

vによると、これ以前は郡家付近への集中型の正倉が原則であつたかにも見えるが、既に八世紀から分散型の正倉が存したことは上述の通りである。倉庫令受地租条には「凡<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>地租<sub>一</sub>、皆令<sub>二</sub>乾<sub>一</sub>淨<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>次<sub>一</sub>收<sub>二</sub>傍<sub>一</sub>。同時者先<sub>レ</sub>遠。京国官司共<sub>二</sub>輸人<sub>一</sub>執<sub>二</sub>籌<sub>一</sub>對受。（在京倉者、共<sub>二</sub>主稅<sub>一</sub>按檢。国郡則長官監檢。）」とあり、収納の責任は郡司にあつたから、郡司としては郡家への集中型の方が便利であるが、そうはいかなかつた事情の一端は既に説明した。vでは集中型の難点として、「百姓之居去<sub>レ</sub>郡僻遠、跋<sub>二</sub>涉山川<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>勞<sub>二</sub>納貢<sub>一</sub>」という百姓の貢納面、「倉舎比近、費<sub>二</sub>宇相接<sub>一</sub>、一倉失<sub>レ</sub>火、百倉共燒」という防災面が指摘されており、前者に関しては、出雲国の事例で示した、山間部の郡における正倉分置などが、その先駆的な対処方法を呈しているのかもしれない。後者については、時あたかも神火事件が激化する時期であり、郡司の地位をめぐる争いや国郡司の虚納を隠蔽する手段としての正倉焼亡が問題になつていたのである<sup>⑱</sup>。

以上を要するに、v・wは中央政府による正倉分散設置の指示であり、

これにより郡家とは別の場所に正倉が広がっていくことになるので、正倉管理のための役職は益々重要になったと思われる。前稿で整理したように、正倉管理や滞税の強制執行を担う税長は既に八世紀から存していた。ただ、法令の上で税長への言及が現れるのは、八世紀末の神火事件などに伴う填納の強化の段階であり、この正倉分散化とともに税長の責務はより重くなっていくことが予想されよう。そうした中で、上総国夷濃郡の官物・正倉焼失事件による税長久米部当人の逃亡自殺（『類聚国史』巻八十四弘仁七年八月丙辰条・九月丁亥条）や「任用之官不<sub>レ</sub>必其人、或被<sub>レ</sub>誘<sub>レ</sub>郡司・税長、以<sub>レ</sub>藁<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>稻、或見<sub>レ</sub>賂<sub>レ</sub>富饒百姓、以<sub>レ</sub>虚<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>実、徒有<sub>レ</sub>入札之名<sub>レ</sub>遂致<sub>レ</sub>欠負之弊<sub>レ</sub>」（『三代格』巻十四貞観十五年九月二十三日官符）という国司との結託などが事象として登場する訳である。前者は国司交替期の出来事であり、あるいは国司の虚納の責任をなすりつけられた上での行為であったとも見られる。とはいっても、こうした事象を通じて、税長の国司への接近や正倉に対する国司の管理強化が進むことが予測され、郡家と正倉の関係、あるいは徴税・収納の拠点としての正倉の独立化、さらには郡の構成の変化などにもつながる動きが展望されることになる。

こうした変容のあり方については後考に俟ちたいが、正倉の位置づけと郡家の機構には密接な関係があり、郡務遂行のために如何なる形で正倉を管理するか、その所在地の特性や管理者の任命などが郡司にとって留意すべき事柄であったことが窺われる。以上で正倉の考察を終え、次に郡家本体とは別の場所に広がる郡内の諸施設の様相を検討し、前稿でⅡ類の郡雑任とした、在地で勤務する人々の配置を考える手がかりとし

たい。

「はじめに」で触れたように、近年郡家の出先機関に比定される郡内の施設が存在が指摘されてきており、例えば山垣遺跡に関しては大量の農具が出土していることから、郡・郡司による農業経営面での拠点となっていたのではないかと考えられている<sup>9)</sup>。その他、高知県香美郡野市町曾我遺跡は土佐国香美郡我郷に位置する郡家出先機関と見られるが、ここでは木簡状の木製品（荷札か）、製塩土器や漁網の錘、また桃の種などが検出されており、製塩土器と漁網は主計式に中男作物として記される鯖（塩鯖か）の加工、桃の種は典薬式の年料雑菓の桃仁（せき止め・痛み止め・便秘に効能）の製造に関係するものではないかと考えられるので、貢納品の生産拠点としての性格が窺われることになる<sup>10)</sup>。

前稿ではⅡ類の郡雑任である調長が中男作物の苦を徴収、あるいは製作のための労働指揮も行っていたのではないかとする事例が存することを述べた（『大宰府木簡』二—二〇二号）が、ここではそうした生産その他の郡内の諸現場の様相や郡雑任の配置などについて、文献史料による解明を試みたい<sup>11)</sup>。

x 『常陸国風土記』那賀郡条

自<sub>レ</sub>郡東北、挟<sub>レ</sub>粟河<sub>レ</sub>而置<sub>レ</sub>駅家<sub>レ</sub>（本通<sub>レ</sub>粟河、謂<sub>レ</sub>河内駅家。今隨<sub>レ</sub>本名<sub>レ</sub>之）。当<sub>レ</sub>其以南、泉出<sub>レ</sub>坂中、多流<sub>レ</sub>尤清。謂<sub>レ</sub>之曝井。縁<sub>レ</sub>泉所<sub>レ</sub>居村落婦女、夏月会集、浣<sub>レ</sub>布曝乾。（以下略之）

x の曝井は常陸国那賀郡家の東北約六キロメートルの地点に比定され、粟河（現那珂川）の近辺に存する。『万葉集』巻十四—三三七三「多麻河泊尔、左良須弓豆久利、佐良左良尔、奈仁曾許能児乃、己許太可奈之

伎（多摩川に、さらす手作り、さらさらに、なにその児の、ここだかなしき）（武蔵国歌）、三三五「筑波祢尔、由伎可毛布良留、伊奈平可母、加奈思吉兒呂我、尔努保佐流可母（筑波嶺に、雪かも降らる、いなをかも、かなしき兒るが、布乾さるかも）」（常陸国歌）などと歌われているように、坂東諸国は布製品を調庸として出す国が多く、各々に特産の布で著名であった。ここの曝井は布の曝乾施設の様子を示すものであり、「村落婦女」が夏月に自然に会集して来るかに描かれているが、やはり郡家の布生産の機構と労働力徴発のあり方を示唆するものと理解してみたい。

xや『万葉集』の歌では女性が布生産に関与したことが窺われるが、長野県屋代遺跡群出土の木簡によると、男性も「布手」として徴発されたことが知られる（二〇・五九号木簡）。「布手」の語は他に事例がないが、織布業者の呼称と見てよいとされており、木簡に登場する十名以上の男性名を有する「布手」が布の生産に従事する者として信濃国埴科郡家に掌握されていた訳である。ただ、その労働の場を即郡家の工房としてよいか否かは留保が必要であり、xのような郡家とは離れた生産の場の存在も考慮しておくべきではあるまいか。

y『常陸国風土記』久慈郡条

郡北二里、山田里。多為<sub>レ</sub>墾田、因以名之。所有清河、源発<sub>レ</sub>北山、近経<sub>レ</sub>郡家南、会<sub>レ</sub>久慈之河。多取<sub>レ</sub>年魚、大如<sub>レ</sub>腕之。其河潭、謂<sub>レ</sub>之石門。慈樹成<sub>レ</sub>林、上即幕歴、浄泉作<sub>レ</sub>淵、下是潺湲。青葉自飄<sub>レ</sub>蔭、景之蓋、白砂亦鋪<sub>レ</sub>波之席。夏月熱日、遠里近郷、避<sub>レ</sub>暑追<sub>レ</sub>涼、役<sub>レ</sub>膝携<sub>レ</sub>手、唱<sub>レ</sub>筑波之優曲、飲<sub>レ</sub>久慈之味酒。雖<sub>レ</sub>是人間之遊、頓忘<sub>レ</sub>塵中之

煩。其里大伴村、有<sub>レ</sub>涯。土色黄也。群鳥飛来、啄咀所<sub>レ</sub>食。

yの石門での夏月の会集も、xの夏月における曝乾作業や河川付近の立地を考えると、あるいはやはり布生産に携わる人々の束の間の休息風景を描いたものであるとすれば、郡家とは別の生産施設の存在を示唆しているよう。

残念ながら、こうした郡家と離れた場所にある施設の管理・運営の具体的様相を示すことはできないが、郡家とは別処の生産・現業の場の存在こそ、Ⅱ類の郡雑任の配備・活躍の舞台であったと考える。但し、前稿で触れたように、Ⅱ類の郡雑任のうち、例えば田領などは特定の場所に限定されることなく、田地調査の現場で活動している。またこうした現業の場ではⅠ類の郡雑任の指揮下に協業を行う事例も知られ、『皇太神宮儀式帳』に記された赤引生糸納入においては、御調専当郡司・調査生・郷長・服長という関係が窺われる。したがって郡家と別処の施設についても、Ⅰ類の郡雑任や郡司との協業によつて管理・運営が実現されたと思われるが、郡家を拠点とするⅠ類の郡雑任に対して、Ⅱ類の郡雑任こそがこうした諸施設の日常的な管理・維持に関与し、活動の拠点として利用していたのではないかと推定するのである。

#### むすびにかえて

本稿では文献史料を中心に郡家の施設・部署のあり方を検討し、郡務の分散性という様相をより意識的に抽出しようと試みた。またそうした状況に郡雑任の存在を必要とする郡務遂行の構造があり、郡雑任の執務

形態が生まれるのではないかと考えてみた。各章の内容はくり返さないが、本稿で取り上げた事例や前稿で述べたような大宝令制施行直後には郡雑任が存在した可能性を考慮すると、今後の課題として、一つには必ずしも郡司とは同族でない郡内の中小豪族を郡司が如何にして組織し得たのかを究明しなければならぬであろう。即ち、こうした郡務の分散性は律令制地方支配形成途上の評制下やさらに遡って国造制の下ではどのような形の地方支配の遂行形態として顕在していたのかを検討する必要があると思われる。この点は依然として不明の点が多い律令制成立以前の地方支配のあり方を解明する手がかりになるのではないかと期待され、別稿を草することにした。

次に律令制地方支配の変質の過程において、以上のような郡務遂行の特質がどのように継承されていくのかである。前稿で見たように、郡雑任は十世紀以降姿を見せなくなるが、これは郡司のあり方や郡務の変化とも密接に関係している。また中世的郡郷制の成立など、郡務の舞台そのものが大きく変容し、郡司の出自や郡務の担い手にも中央の王臣家人が土着した新在地層などの登場もあり、かつての郡雑任そのものが単線的に新しい郡務につながっていくとは考え難いが、郡務の分散性や郡雑任の存在がこうした郡司・郡務遂行の変質と如何なる関連性を有しているのかも検討せねばならない。この問題も今後の課題として、蕪雑な稿を終えることにしたい。

## 註

- (1) 拙稿「郡雑任の研究」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇二八、二〇〇三年)。以下、前稿と称する。
- (2) 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』(塙書房、一九九四年)、平川南「郡符木簡」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)、奈良国立文化財研究所『律令国家の地方末端支配機構をめぐって』(一九九八年)など。
- (3) 平川註(2) 論文一九一頁。山中敏史「奈良・平安時代の山垣・七日市遺跡」(『七日市遺跡と「氷上回廊」』春部町歴史民俗資料館、二〇〇〇年)も同様な知見を呈している。
- (4) 『統紀』養老五年四月丙申条「分<sub>二</sub>備前国邑久・赤坂二郡之郷<sub>一</sub>、始置<sub>二</sub>藤原郡<sub>一</sub>」が和氣郡の前身藤原郡(のち藤野郡と改称)の分立記事である。山中註(2) 書六四頁は、「長舎」は初期の郡家の中核施設を象徴的に示す殿舎構造(長殿)を意識したものであることを指摘している。
- (5) 史料eに見える赤坂郡珂磨郷については、藤原宮木簡に「珂磨郡他田里」と記したものがあり(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』十一頁)、赤坂郡の中でも元来独立性の高い地域であったと考えられる。但し、fはeの合併策がやや地域性を無視して、藤野郡の拡大を図ったものであることを窺わせ、その修正を行った措置であることを示すが、結局のところ、和氣氏の在地での勢力圏拡大に寄与している。なお、「珂磨郡」に関しては、吉田晶「珂磨郡」木簡について(『吉備古代史の展開』塙書房、一九九五年)を参照。
- (6) 大町健「律令制的郡司制の特質と展開」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年)。
- (7) 平川南「古代木簡からみた地方豪族」(註(2) 書)。
- (8) 拙稿「国造・郡司・豪族―文献史料から見た豪族居宅の構成要素―」

(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』七、二〇〇〇年)。  
以下、別稿と称する。

(9) 竹内理三「郡衙の構造」(『史淵』五〇、一九五一年)、丸茂武重「国府・郡家の建物」(『國學院雜誌』六二の九、一九六一年)、吉田晶「評制の成立過程」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年)、山中註(2)書など。

(10) 山中註(2)書第一章では、郡庁・館・厨家・正倉・付属工房その他の出先機関の五項目に分けて検討が行われているが、ここでは文献史料の用語に依拠して考察を進めたいと思う。

(11) 今泉隆雄「飛鳥の須弥山と斎槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年)、拙稿「長屋王家木簡と田庄の経営」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)などを参照。

(12) 平川南「古代の内神について」(註(2)書)。土佐郡の事例については、拙稿「土佐国のなりたち」(『新版高知県の歴史』山川出版社、二〇〇一年)も参照。

(13) 山中註(2)書によると、郡家遺跡は概ね十世紀後半には消滅するとされている。

(14) 「上野国交替美録帳」の関係部分の積文については、前沢和之「上野国交替美録帳」郡衙項についての覚書(『群馬県史研究』七、一九七八年)に依拠した。なお、写真版に関しては、奈良国立文化財研究所が撮影(一九六六年)して所有する九条家本延喜式(東京国立博物館所蔵)裏文書の写真帳を閲覧させていただき、文字・字配りなどを確認し、訂正した部分もある。閲覧に際しては奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室の渡辺晃宏氏のお世話になった。記して謝意を表したい。

(15) 前沢和之「上野国交替美録帳」についての基礎的研究(『群馬県史研究』四、一九七六年)は、吾妻郡の三館の項の長田院以下とその次の

官舎の項の長田院以下の記述とを重複と見ており、官舎の方に入れるのが正しいと述べている。なお、新田郡・邑楽郡にも正倉の項に重複と思われる部分が存する。

(16) 前沢註(14)論文。

(17) 原秀三郎「郡家小考」(『日本政治社会史研究』中、塙書房、一九八四年)。

(18) 前沢註(14)・(15)論文。

(19) 竹内註(9)論文。

(20) 吉田註(9)論文。

(21) 原註(17)論文。次の厨家との関係については、厨家は本来的には駅使・伝使を始めとする駅館利用者に対する供給の他、郡家で行われる饗宴等の酒食の調理と保存の機能を果たし、厨家での調理は公用の場合のみに限定されており、郡司や郡雑任の日常の食事は原則として自前で準備していたと考えられている。館の中に付記された厨屋に関しては、少人数のための補助的な厨か、あるいは宿は提供されても食事の供給に与ることができない者の自炊の施設等ではないかとされる。なお、正倉・郡庁に比して、館・厨家の無実記載が整った形で現れているのは、郡家のこれらの宿泊機能が収税・政務の機能よりも早く衰退したことを示していると評されている。

(22) 青木和夫「古代豪族」(小学館、一九九〇年)一一九頁〜一二〇頁。なお、平川南「厨」墨書土器論(『墨書土器の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)は、館の項の「厨」の字は「厩」の誤記として、郡家内では郡庁院や館院内に厨施設は存在せず、酒屋・竈屋・納屋・備屋などで構成された厨院が主として官衙全体の厨機能を果たしていたと見ている。厨院の機能については支持し得るが、当該史料の文字に関しては、(6)③三館では「厨家」、(8)③一・四館では「厨屋」となっており、通常「厩」の一字で記される「厩」の誤記とは解し難い。

(23) 山中註(2) 書八七頁、九一頁は、豊前国企救郡内の長野A遺跡(郡

家比定地)で「企救一」、その南二・三キロメートルの寺田遺跡で「企

武」の墨書土器が検出されたことにより、一館・二館が別の場所に存し

た可能性を指摘している。また上総国山辺郡山口郷内の千葉県東金市山

田水呑遺跡では「山辺大」、「山口館」、「山佐」(山辺郡少領の意か)な

どの墨書土器が見つかっており、山口館は山口郷に別置された館であつ

たとされる。なお、山中氏は吾妻郡の長田院・伊参院を長田郷・伊参郷

に造営された官舎として、館別置の例と解しているようであるが、氏は

館の性格を宿泊供給的施設と見ており、これらの官舎は館と構成が異な

ることに着目すると、これらを館の事例とすることはできないと思われ

る。むしろ後述の正倉別置の例と解するべきではあるまいか。ちなみに、

平川註(2) 論文はこれらを『朝野群載』卷二十二「国務条々」の「勘

官舎」の中の「諸郡院・別院」の「別院」に相当するものと見ているよ

うである。

(24) 和島村埋蔵文化財調査報告書第二集『八幡林遺跡』(新潟県和島村教

育委員会、一九九三年)二九頁、同第三集(一九九四年)二二頁には

「大厨」の墨書土器について、「大領の厨の略と考えられる」との解釈

が示されており、とすると、郡司には各々の厨があつたことになるので

あろうか。

(25) 杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」(『日本古代文書の研究』吉川

弘文館、二〇〇一年)、南部昇「籍帳研究史の二つの問題」(『日本古代

戸籍の研究』吉川弘文館、一九九二年)は郡司の役割や郡別の特色の存

在を重視する立場に立っている。また鷲森浩幸「八世紀における計帳の

作成過程」(『続日本紀研究』二二六・二二七、一九八九・九〇年)、平

川南「地方官衙における文書の作成・保存・廃棄」(『漆紙文書の研究』

吉川弘文館、一九八九年)、渡辺晃宏「籍帳制の構造」(『日本歴史』五

二五、一九九二年)などは郡家段階での文書作成を推定している。

(26) 大町註(6) 論文。

(27) 加藤友康「国・郡の行政と木簡」(『木簡研究』一五、一九九三年)は、

題籤軸木簡が各国衙における文書の整理過程の様相を知り得るものとし

て重要である旨を述べているが、以下の事例はこの論文執筆時には未検

出であったから、郡から国に送られる文書の存在については特に言及さ

れていない。

(28) 加賀見省一「兵庫・祢布ヶ森遺跡」(『木簡研究』一八、一九九六年、

同二二、二〇〇〇年)。最後の二点が二号掲載のものである。

(29) 小寺誠「兵庫・袴狭遺跡(2)(内田地区)」(『木簡研究』一六、一九

九四年)。

(30) 吉野武「宮城・山王遺跡」(『木簡研究』一六、一九九四年)は、「会

津郡主政が陸奥国府において、各所からの解文の写しを貼り継ぎ整理した

巻物の軸であろう。郡の主政が多賀城下にてこのような仕事を行なっ

ている理由は定かでないが、平城京では相模国の調邸のように諸国の出

先機関が置かれていたことが推定されており、国と郡のレベルにおいて

もそうしたものが存在した可能性も考えられよう。」とするが、会津郡

から送付された文書に付せられていたものと解しては如何であろうか。

(31) 三上喜孝「古代地方社会における暦」(『日本歴史』六三三、二〇〇一

年)は国に置かれている具注暦を郡の役人が書写した可能性を示し、郡

が国と同一の文書行政の方式を獲得していくのと並行して、暦の受容も

行われたと見ている。

(32) 在庁官人の文書掌握については、松菌斉「出雲国造家の記録讓状作成

の歴史的背景」(『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)、「中世神

社の記録について」(『史淵』一二七、一九九〇年)、梶木良夫「中世前

期における国衙税所の歴史的意義」(『ヒストリア』一一八、一九八八

年)などを参照。

(33) 山中註(2)書。

(34) 原註(17)論文は表2の各郡平均の館・厨家の構成を、表3の厨長・  
駆使などが郡の等級にかかわらず、均一の定員であったことと符合して  
いると見ている。

(35) 種定淳介「兵庫・市辺遺跡」『木簡研究』二二、二〇〇〇年)では、  
丹波国水上郡の水上郷Ⅱ郡家所在地に存し、郡家付属施設として、加古  
川の舟運を利用した物資の集荷場所であったと考えられる当該遺跡出土  
木簡の中に、「国遣御僧受給申／石前郷野家里」とあり、国府派遣の僧  
への支給の負担は郡家に隣接した郷に課せられたことを示す事例が存す  
ることを指摘している。

(36) 拙稿「額田部氏の研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』八八、二〇  
〇一年)。

(37) 新編日本古典文学全集『萬葉集』四(小学館、一九九六年)五二一頁  
によると、荊波の里の所在地は不詳とされ、式内社荊波神社の比定地も  
砺波市池原、西砺波郡福光町岩木、高岡市上北島などの説があり、決定  
し難いとされている。なお、『富山県の地名』(平凡社、一九九四年)で  
は、砺波郡家の遺跡は不明であるが、渋江川・膿川以北の小矢部川左岸  
段丘上に存する道村寺遺跡(「郡」の墨書土器出土)・松永遺跡の付近で  
はないかと考えられているようである。

(38) 三舟隆之「地方寺院造営の背景」『日本古代地方寺院の成立』吉川弘  
文館、二〇〇三年)は、「郡寺」は「公の寺」ではなく、あくまでも郡  
司一族の私寺であって、郡名寺院も単に地名を呼称した寺院に過ぎない  
ことを指摘している。註(8)拙稿でも、郡家に付設した寺院を建立し  
たというよりは、各々の郡領氏族の本拠地に寺院が建立されたと見るの  
がよいという考え方を示している。

(39) 拙稿a「出雲地域とヤマト王権」『新版古代の日本』四、角川書店、  
一九九二年)、b「出雲国造の権力とその聖性」二題『出雲古代史研  
究』七・八、一九九八年)。

(40) 足羽郡については拙稿「郡司補任請願文書とトネリ等の郡領就任」  
『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)、駿河郡に関しては  
仁藤敦史「古代の駿河」『裾野市史』第八巻通史編I、二〇〇〇年)を  
参照。

(41) 渡辺貞幸「律令制以前の「出雲国」」『出雲古代史研究』七・八、一  
九九八年)。

(42) 日置部については、註(39)拙稿b、外散位の地方支配上の位置づけ  
に関しては、拙稿「外散位に関する諸問題」『古代国家の歴史と伝承』  
吉川弘文館、一九九二年)を参照。

(43) 篠川賢『出雲国風土記』の郡司「『出雲古代史研究』九、一九九九年)。

(44) 関和彦「古代道を探す」『古代交通研究』一〇、二〇〇一年)は、飯  
石郡について、管七郷のうち、熊谷・三屋・飯石・多禰は三屋川(下流  
は斐伊川)水系、来島・波多・須佐は神門川水系であり、二つの異なる  
水系地域世界から成り立っていたとする。当郡では来島郷・須佐郷に正  
倉が別置されており、いずれも郡家所在の飯石郷とは別グループという  
ことになる。なお、郡家から等距離にある須佐郷と波多郷のうち、須佐  
郷に正倉が別置されたのは、波多郷の方が郡家との交通の便がよかった  
ためではないかとされている。その他、正倉については不明であるが、  
松尾充晶「古志本郷遺跡の官衙遺構」『条里制・古代都市研究』一六、  
二〇〇〇年)が整理されている神門郡の様相も参照されたい。ちなみに、  
磯貝正義「郡の成立―甲斐国巨麻郡の場合―」『郡司及び采女制度の研  
究』吉川弘文館、一九七八年)が検討している甲斐国巨麻郡は、『和名  
抄』では管八郷であり、式制の甲斐国の三牧を含む広大な地は甲斐国西



端に設定され、六郷が広がったと考えられるが、政治的に巨麻郡の中心となる栗原・等力の二郷は飛地的に山梨郡の中央部に置かれていたという特殊事情が存した。こうした事柄によるのか、『和名抄』高山寺本では山梨郡の十郷は五郷ずつが東郡・西郡に分かれていたとあり、冒頭の丹波国水上郡と同様、このような事例では郡家の機能や正倉なども別置されたものと推定される。

(45) 『越中国官倉納穀交替記』については、石山寺文化財総合調査団編『石山寺資料叢書』史料篇第一（法蔵館、一九九六年）を参照。正倉の使用方法に関しては、渡辺晃宏「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』九八の一二、一九八九年）を参照。

(46) 藤井一二「大伴家持の国内巡行と出挙」（『情報と物流の日本史』雄山閣出版、一九九八年）。

(47) 山中註（2）書。奈良国立文化財研究所『古代の稲倉と村落・郷里の支配』（一九九八年）でも郡家とは別の場所の倉庫群の存在が示されているが、それらを正倉別院と解してよいか否かは評価が確定していないようである。なお、同『郡衙正倉の成立と変遷』（二〇〇一年）に正倉の実例や変遷をめぐる問題が扱われている。

(48) 律令国家における郡司任用方法については、拙稿「律令国家における郡司任用方法とその変遷」（註（40）書）を参照。神火事件に関しては、最近の研究として、小池栄一「神火についての一考察」（『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六年）を挙げておく。

(49) 山中註（3）論文、種定淳介「兵庫県水上町市辺遺跡の発掘調査」（『奈良制・古代都市研究』一六、二〇〇〇年）。

(50) 註（12）拙稿を参照。

(51) 地方豪族としての郡司の生産活動に注目すべきことは、平川註（7）論文でも指摘されている。

(52) 調庸生産が郡司の手に握られていたことは、門脇禎二「調庸收取形態

の変化とその背景」（『日本古代共同体の研究』東京大学出版会、一九六〇年）を参照。なお、森明彦「調庸布織成に関する二、三の問題」（『大坂経大論集』四二の六、一九九二年）によると、織成について、農民個人では全く不可能という通説には再検討の余地があるともされている。

(53) 平川註（7）論文。

(54) 鈴木敏則「静岡・梶子北遺跡」（『木簡研究』一七、一九九五年）七六頁によると、伊場遺跡の北方五〇〇メートルに所在し、遠江国敷智郡家開遺跡跡と考えられている（調査区の南側微高地には九〜十世紀頃の棟を揃えた掘立柱建物群が検出されている）梶子北遺跡から出土した八世紀代の木簡には、「・依調衙宗□□（宜部カ）□□□□□／・大領「石山」」という記載が存することが報告されており、「調衙は調を取り扱う役所を示すものだろうか」、「調衙の宗宜部に命令した郡符木簡、もしくは郡司が国衙の調を扱う施設の「宗宜部」に提出した郡解木簡と解釈される」といった見解が呈されている。私もこの木簡については郡家関連という遺跡の性格や大領の氏姓が記されていないことなどから見て、郡符木簡としての機能が考えられ、「調衙」と称される、調を取り扱う出先部署に郡司が指示を出したものと解することができれば、郡家と離れた場所にある施設の管理・運営のあり方を検討する興味深い材料になると思っていた。しかし、浜松市文化協会『梶子北遺跡』木器編（一九九七年）の正式報告では、「・依調借子入□□／・大領「石山」」と釈文が改められており、残念ながら、この木簡は以上のような事柄を考える手がかりとはなし得ないものになったのである。

(付記) 本稿は平成十五年度科研費交付による研究の一部である。

（もり・きみゆき 東洋大学文学部教授）